

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の実情に応じた安全なまちづくりのための活動を促進するとともに、犯罪による被害の防止に特に配慮を要する高齢者等への犯罪の被害防止の取組および特殊詐欺防止に関する指針を定めるなど事業者等による特殊詐欺防止の取組を推進するため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 警察署長は、地域の実情に応じた安全なまちづくりのための活動を促進するため、その管轄区域における犯罪の発生状況等の情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこととします。（第9条関係）
- (2) 県は、県民等、事業者および市町と連携し、高齢者、障害者、子ども、女性その他の犯罪による被害の防止に特に配慮を要する者が犯罪による被害を受けることがないようにするため、これらの者の特性を踏まえた情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることとします。（第12条関係）
- (3) 特殊詐欺に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う者は、当該役務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置を講ずる努力義務を定めるとともに、知事が特殊詐欺防止に関する指針を定めることとします。（第15条関係）
- (4) この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成 15 年滋賀県条例第 5 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 警察署長は、その管轄区域において、地域の実情に応じた第 1 項の活動を促進するため、当該管轄区域における犯罪の発生状況等の情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第 18 条を第 20 条とし、第 14 条から第 17 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 13 条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（特殊詐欺の防止）

第 15 条 特殊詐欺（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 246 条の罪または同法第 246 条の 2 の罪であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座または貯金口座への振込みが利用されたものその他のこれらの罪に当たる行為の態様が特殊なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う者として規則で定める者は、当該役務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針を定めるものとする。
- 3 県は、特殊詐欺を防止するため、前項の指針の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（高齢者等の安全の確保）

第 12 条 県は、県民等、事業者および市町と連携し、高齢者、障害者、子ども、女性その他の犯罪による被害の防止に特に配慮を要する者（以下「高齢者等」という。）が犯罪による被害を受けることがないようにするため、高齢者等の特性を踏まえた情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(活動の促進)</p> <p>第9条 県は、県民等、事業者またはこれらの者が組織する団体が行う安全なまちづくりに関する活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、前項の支援を効果的に行うため、安全なまちづくりに関する活動についての助言を行う防犯アドバイザーの設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(活動の促進)</p> <p>第9条 県は、県民等、事業者またはこれらの者が組織する団体が行う安全なまちづくりに関する活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、前項の支援を効果的に行うため、安全なまちづくりに関する活動についての助言を行う防犯アドバイザーの設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 <u>警察署長は、その管轄区域において、地域の実情に応じた第1項の活動を促進するため、当該管轄区域における犯罪の発生状況等の情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</u></p>
<p>第10条・第11条 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>第10条・第11条 省略</p> <p><u>(高齢者等の安全の確保)</u></p> <p>第12条 県は、県民等、事業者および市町と連携し、高齢者、障害者、子ども、女性その他の犯罪による被害の防止に特に配慮を要する者（以下「高齢者等」という。）が犯罪による被害を受けることがないようにするため、<u>高齢者等の特性を踏まえた情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>第12条・第13条 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>第13条・第14条 省略</p> <p><u>(特殊詐欺の防止)</u></p> <p>第15条 <u>特殊詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪または同法第246条の2の罪であつて、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預</u></p>

<p>第14条～第18条 省略</p>	<p>金口座または貯金口座への振込みが利用されたものその他のこれらの罪に <u>当たる行為の態様が特殊なものとして規則で定めるものをいう。以下同 じ。）に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う 者として規則で定める者は、当該役務が特殊詐欺に利用されないよう必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 知事は、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針を定めるも <u>のとする。</u></p> <p>3 県は、特殊詐欺を防止するため、前項の指針の周知その他の必要な措置 <u>を講ずるものとする。</u></p> <p>第16条～第20条 省略</p>
---------------------	--